

三二(4)

勞務第二四。五號

昭和十年十二月九日

警視總監 小栗 一 様

10.12.12
265

常務理事

労働課長

事務主任

内務大臣

後藤 文夫 殿

社会

局長 官 殿

各府

縣知事 殿

京都府 大坂府 神戸府 愛知府 岐阜府 三重府 滋賀府 福井府 山梨府 長野府 新潟府 富山府 石川府 福島府 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 静岡県 愛知県 岐阜県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 新潟県

全国手巾工組合ノ問屋並工場主ニ對スル協定手拭請負
工賃値上運動總罷業計画ニ關スル件 (發生——解決)

要旨

一、東京市名産同業組合等ノ向屋利即和會等月俸案ヲ提議スル便ヲ達スル目的ニシテ
本年十月初旬收引ニ關シテ、款收ノ考メシムルカニシテ相時在リ
二、全国手巾工組合等ノ向屋利即和會等月俸案ニ對シテ、款收ノ考メシムルカニシテ相時在リ
三、十月上旬日場主組合並向屋利即和會ニ對シテ、提出ノ提出額六百名ノ也、不十分ノ法行
七、十下旬日場主組合並向屋利即和會ニ對シテ、提出ノ提出額六百名ノ也、不十分ノ法行
三、百日中執行委員長以下三名被束、更ニ翌日百名被束、幹部ヲ招致對地
結果用滿解決セリ